

## 令和5年度 東近江市職員採用試験案内

### 1 職種、試験区分及び採用予定人員

職種	試験区分	採用予定人員
ア 事務職（社会人対象）	—	15人程度
イ 事務職	初級	3人程度
ウ 事務職（障害者対象）	初級	2人程度
エ 技術職（土木）	上級	3人程度
オ 技術職（電気）	上級	2人程度
カ 技術職（土木）	初級	2人程度
キ 技術職（電気）	初級	1人程度
ク 保健師	—	3人程度
ケ 福祉職	—	3人程度
コ 主任介護支援専門員	—	1人程度
サ 手話通訳者	—	1人程度
シ 管理栄養士	—	1人程度

### 2 受験資格

(1) 次に該当する者が受験することができます。ただし、同一職種で令和5年7月9日に実施した令和5年度東近江市職員採用試験を受験した者は、受験することができません。

ア 事務職（社会人対象）

昭和59年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者

イ 初級事務職

平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者

ウ 初級事務職（障害者対象）

昭和59年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者で、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者

(ア) 身体障害者手帳の交付を受けている者

(イ) 療育手帳の交付を受けている者

(ウ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

※ 受験資格に係る手帳（身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳）は、第1次試験当日において有効であることが必要です。同日に手帳の交付を申請中である場合は、受験することができません。

なお、第1次試験当日に手帳を確認し、手帳の写しの提出を求めます。その後採用までの間に、手帳の提示を求めることがあります。

エ 上級技術職（土木）

次のいずれかに該当する者

(ア) 昭和59年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者

(イ) 平成14年4月2日以降に生まれた者（令和6年4月1日時点における年齢が21歳以下の者）

で学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校（以下「大学等」という。）を卒業した者又は令和6年3月31日までに大学等を卒業する見込みの者

オ 上級技術職（電気）

次のいずれかに該当する者

(ア) 昭和59年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者

(イ) 平成14年4月2日以降に生まれた者（令和6年4月1日時点における年齢が21歳以下の者）で学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）若しくは高等専門学校（以下「大学等」という。）を卒業した者又は令和6年3月31日までに大学等を卒業する見込みの者

カ 初級技術職（土木）

平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者

キ 初級技術職（電気）

平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者

ク 保健師

昭和59年4月2日以降に生まれた者で、保健師免許を有する者又は保健師を養成する学校を令和6年3月31日までに卒業見込みで、令和6年3月31日までに同免許を取得見込みの者

ケ 福祉職

昭和59年4月2日以降に生まれた者で、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者又は令和6年3月31日までに社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を取得見込みの者

コ 主任介護支援専門員

昭和53年4月2日以降に生まれた者で、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）に規定する主任介護支援専門員の資格を有するもの又は令和6年3月31日までに同資格を取得見込みの者

サ 手話通訳者

昭和53年4月2日以降に生まれた者で、厚生労働大臣公認の手話通訳士又は都道府県認定の手話通訳者の資格を有する者又は令和6年3月31日までに厚生労働大臣公認の手話通訳士又は都道府県認定の手話通訳者の資格を取得見込みの者

シ 管理栄養士

昭和59年4月2日以降に生まれた者で、管理栄養士免許を有する者又は令和6年3月31日までに同免許を取得見込みの者

(2) 普通自動車第一種免許（AT限定を含む。）を有する者又は同免許を令和6年3月31日までに取得見込みの者。ただし、障害者対象の初級事務職を除きます。

(3) 受験資格(1)に定める卒業（修了）見込み又は資格免許取得見込みで受験し合格した者が卒業（修了）又は当該資格を取得できなかった場合は、採用される資格を失います。

(4) 日本国籍を有しない者も受験することができますが、就職に制限のない在留の資格を取得している者又は令和6年3月31日までにこの資格を取得する見込みの者に限ります。これに該当する者が受験して合格し採用された場合、「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる公務員となるためには、日本国籍を必要とする。」という公務員に関する基本原則に基づき任用されます。採用前日までに同資格を取得できない場合は、この試験に合格しても採用される資格を失います。

(5) 次のいずれかに該当する者は、受験することができません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 東近江市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3 第1次試験

(1) 日時 令和5年9月17日（日） 午前9時50分から

(2) 場所 東近江市役所（東近江市八日市緑町10番5号）

(3) 方法

ア 事務職（社会人対象）

社会人基礎試験及び適性検査

（基礎試験分野）

社会的関心及び理解について問う分野、言語的な能力を問う分野、論理的な思考力を問う分野

イ 初級事務職

高校卒業程度の教養試験及び適性検査

（教養試験分野）

時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力について問う分野

ウ 初級事務職（障害者対象）

S P I（基礎能力検査及び性格検査）

（基礎能力検査分野）

言語的理解、論理的思考及び数量的処理に関する能力試験

エ 上級技術職（土木）

大学卒業程度の土木に関する専門試験及び適性検査

（専門試験分野）

数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）及び材料・施工

オ 上級技術職（電気）

大学卒業程度の電気に関する専門試験及び適性検査

（専門試験分野）

数学・物理、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電気機器、電力工学、電子工学及び情報・通信工学

カ 初級技術職（土木）

高校卒業程度の土木に関する専門試験及び適性検査

（専門試験分野）

数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学及び土木施工

キ 初級技術職（電気）

高校卒業程度の電気に関する専門試験及び適性検査

（専門試験分野）

数学・物理・情報技術基礎、電気基礎、電気機器・電力技術・電子計測制御及び電子技術・電子回路・通信技術・電子情報技術

ク 保健師

保健師に関する専門試験及び適性検査

（専門試験分野）

公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論

ケ 福祉職

社会福祉に関する専門試験及び適性検査

（専門試験分野）

社会福祉概論（社会保障及び介護を含む。）、社会学概論及び心理学概論

コ 主任介護支援専門員

適性検査

サ 手話通訳者

S P I（基礎能力検査及び性格検査）

（基礎能力検査分野）

言語的理解、論理的思考及び数量的処理に関する能力試験

シ 管理栄養士

栄養士に関する専門試験及び適性検査  
(専門試験分野)

社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導及び給食の運営

- (4) 結果発表 10月中旬までに東近江市ホームページ (<http://www.city.higashiomi.shiga.jp/>) に掲載し、合格者に通知します。

#### 4 第2次試験及び第3次試験

- (1) 日時 第1次試験及び第2次試験の結果発表の際に、合格者に通知します。  
(2) 場所 東近江市役所 (東近江市八日市緑町10番5号)  
(3) 方法

職種	第2次試験	第3次試験
ア 事務職 (社会人対象)	集団討論	作文及び個人面接
イ 初級事務職	作文及び個人面接	
ウ 初級事務職 (障害者対象)	作文及び個人面接	
エ 上級技術職 (土木)	集団討論	作文及び個人面接
オ 上級技術職 (電気)	集団討論	作文及び個人面接
カ 初級技術職 (土木)	作文及び個人面接	
キ 初級技術職 (電気)	作文及び個人面接	
ク 保健師	集団討論	作文及び個人面接
ケ 福祉職	集団討論	作文及び個人面接
コ 主任介護支援専門員	集団討論	作文及び個人面接
サ 手話通訳者	集団討論	作文及び個人面接
シ 管理栄養士	集団討論	作文及び個人面接

- (4) 各試験の方法等については、変更する場合があります。

#### 5 最終合格発表

発表は、第2次試験までの職種にあっては11月中旬、第3次試験までの職種にあっては12月上旬を予定していますが、詳しくは、最終試験当日に連絡します。

#### 6 採用

最終合格者は、採用候補者名簿に登録され、任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、その中から採用者を決定します。この採用候補者名簿は、合格決定の日から1年間有効とします。採用予定日は、令和6年4月1日とします。

なお、受験資格がないこと又は申込書に虚偽の記載があることが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

#### 7 給与、勤務時間等

- (1) 給与は、給料、地域手当、通勤手当、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当等を支給します。

(参考) 令和5年4月1日現在の初任給月額 (本給+地域手当)

- 大学新卒者の場合 19万7,451円程度
- 短大新卒者の場合 17万4,894円程度
- 高校新卒者の場合 15万9,547円程度

なお、経験等がある場合は、その内容、期間等に応じた加算があります。

- (2) 勤務日は、原則として月曜日から金曜日までの完全週休二日制で、勤務時間は午前8時30分から午後5時15分までとなります。

なお、勤務場所及び配属先により、勤務日及び勤務時間が変更になる場合があります。

- (3) 年次有給休暇は20日あり、2年目以降は繰越しにより最高40日付与されます。

## 8 受験手続及び受付期間

- (1) 申込書様式は、東近江市総務部人事課に請求するか、東近江市ホームページからダウンロードしてください。

(<http://www.city.higashiomi.shiga.jp/>)

申込書様式を郵送で請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱記し、返送用封筒（角2サイズ）に120円分の切手を貼り、宛名を明記し、同封してください。

なお、返信用封筒が同封されていない場合及び所定の切手が貼付されていない場合には、申込書様式の返送を行いません。

- (2) 申込みは、申込書に必要事項を記入し、東近江市総務部人事課に提出してください。（「受験票」部分を切り離さず提出してください。）

申込書を郵送で提出する場合は、封筒の表に「採用試験受験」と朱記し、返送用封筒（長3サイズ）に84円分の切手を貼り、宛名を明記し、同封してください。

なお、返信用封筒が同封されていない場合及び所定の切手が貼付されていない場合には、受験票の返送を行いません。

- (3) 受付期間は、次の期間で執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とします。郵送による場合は、書留等確実な方法としてください。

ア 持参の場合：令和5年8月3日（木）から同月24日（木）まで（市役所の休日を除く。）

イ 郵送の場合：令和5年8月3日（木）から同月22日（火）まで（当日消印有効）

## 9 その他

- (1) 受験票を持参しない場合は、受験することができません。
- (2) 試験当日の受付時間は、午前9時から午前9時40分までです。
- (3) 筆記具（HB程度の鉛筆、消しゴム等）を持参してください。貸し出しは、ありません。
- (4) 事務職（障害者対象）の職種で受験する場合は、受験資格に係る手帳及び提出する手帳の写しを試験当日に持参してください。
- (5) 障害特性のため、受験に当たって配慮を必要とする場合は、必ず申込時に東近江市総務部人事課まで連絡してください。
- (6) 自然災害等による試験日程の変更及びその他の緊急連絡は、東近江市ホームページに掲載するため、必ず確認してください。個別の連絡は、行いません。

### 【問合せ】

東近江市総務部人事課

〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号

電話（直通）：0748-24-5601

I P 電話（直通）：050-5801-5601

Mail : [saiyou@city.higashiomi.lg.jp](mailto:saiyou@city.higashiomi.lg.jp)